

鴨川市表彰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第13号

鴨川市表彰審査委員会規程の一部を改正する訓令

鴨川市表彰審査委員会規程(令和6年鴨川市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号から第6号までを次のように改める。

- (4) 総務担当参事
- (5) 建設経済担当参事
- (6) 総務課長

第3条第7号を削る。

第4条第3項中「企画総務部長」を「総務課長」に改める。

第6条中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。